

今月の内容

- ◆令和6年3月より協会けんぽの保険料率が変わります
- ◆『36協定』Q&A
- ◆令和6年度 雇用保険料率は変わりません

令和6年3月より 協会けんぽの保険料率が変わります

協会けんぽの保険料率が、令和6年3月分（4月納付分）より改定され、協会けんぽ東京支部の保険料率は以下のとおりとなります。

【注】健保組合の保険料率は以下と異なります。健保組合のHP等でご確認ください。

健康保険《協会けんぽ 東京支部》

	R6年2月分まで	R6年3月分から
保険料率	100.00/1000 ⇄	99.80/1000
本人・事業主 折半負担率	50.00/1000 ⇄	49.90/1000

介護保険《協会けんぽ(全国一律)》

	R6年2月分まで	R6年3月分から
保険料率	18.20/1000 ⇄	16.00/1000
本人・事業主 折半負担率	9.10/1000 ⇄	8.00/1000

★ 4月支給分の給与を計算する前に、社会保険料率の設定を変更してください。

★ 賞与については、3月1日に支給する分から保険料率が変わります。

『36協定』Q&A

『36協定』についてよくいただく質問をまとめました。

Q1. 『36協定』とは？

労働基準法（以下「労基法」といいます。）では、労働時間の上限が定められています。労基法で定められた上限を超えて労働者に労働させる場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

その際に締結する労使協定を『時間外労働・休日労働に関する労使協定』といますが、労基法第36条に基づく労使協定であることから、『36協定（サブロク協定）』と呼ばれています。

労働時間・休日の原則

法律で定められた労働時間の限度
1日8時間 及び 1週40時間

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回（又は4週4日）

これを超えるには
『36協定』の締結・届出が必要

Q2. 「36 協定」は本社のみで締結すればよいですか？

36 協定は、**事業場単位**で締結するものです。本社以外に営業所や支社がある場合は、原則として営業所や支社ごとに 36 協定を締結する必要があります。

Q3. 「36 協定」を締結する際、労働者代表は会社が指名してよいですか？

36 協定は、その事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、そのような労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と締結します。

過半数代表は労働者間で選出しなければならず、**会社が指名することはできません。**

過半数代表者の要件及び選出方法については、2024 年 2 月号（Vol.87）をご参照ください。

Q4. 「36 協定」を締結すれば、何時間残業させてもよいのですか？

時間外労働の時間数については、以下のとおり上限が決められています。

	時間外労働の上限	
原則	➤ 1 か月： 45 時間以内 ➤ 1 年： 360 時間以内	*対象期間3か月超の1年単位変形労働時間制は 1か月42時間以内、1年320時間以内。
例外	《臨時的な特別の事情がある場合》 ➤ 1 か月： 100 時間未満（休日労働を含む） ➤ 2～6 か月平均： 80 時間以内（休日労働を含む） ➤ 年間： 720 時間以内	*年6回（6か月）まで。 *自動車運転業務・医師を除く。

Q5. 「36 協定」は毎年更新しないとイケないのですか？

36 協定の有効期間は、1 年間とすることが望ましいとされています。

有効期間が 1 年を超える 36 協定を届け出た場合、労働基準監督署から有効期間を 1 年間にすよう指導される可能性が高いため、協定の有効期間は 1 年間とし、**毎年更新（締結）**します。また、労働基準監督署への届出も毎年必要です。

Q6. 「36 協定」を締結・届出しないとどうなるのですか？

36 協定の締結・届出をせずに、労働者に時間外労働又は休日労働をさせた使用者は、労基法違反として、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。ただし実務上は、刑罰を受ける前に労働基準監督署からの是正勧告（行政指導）を受けるのが一般的です。

令和6年度 雇用保険料率は変わりません

令和6年度の雇用保険料率は据え置かれることになりました。
令和5年度の保険料率から変更ありません。

* あおぞらスタッフだよ！ *

「春の皿には苦味を盛れ」ということわざがあります。ふきのとうやタラの芽など苦みのある春野菜にはミネラルやポリフェノールが豊富に含まれています。これらの成分は新陳代謝を促進し、冬仕様の体から春仕様の体に変化するきっかけを与えてくれます。

皆様も、春の苦味を楽しんでみてはいかがでしょうか♪

